

第194回一関市教育委員会定例会

日時：令和元年6月25日(火)

午後1時30分から

場所：一関保健センター栄養指導室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 認 第1号 専決処理について(一関市社会教育委員の委嘱について)

議事日程第2 議案第15号 一関市博物館協議会委員の任命について

3 報 告

(1) 行事報告及び7月行事予定について (資料No.1)

4 その他

(1) 令和元年度学校教育行政の重点について(キャリア教育) (資料No.2)

(2) 令和元年度東北六州市町村教育委員会連合会研修会及び一関市教育委員会委員
視察研修について (資料No.3)

(3) 学校の冷房設備の設置について (資料No.4)

5 閉 会

第194回一関市教育委員会定例会議案件名表

認 第1号	専決処理について（一関市社会教育委員の委嘱について）
議案第15号	一関市博物館協議会委員の任命について

認 第1号

専決処理について

一関市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成17年一関市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月25日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

別紙

専決処理書

一関市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成17年一関市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定により、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処理する。

令和元年6月1日

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市社会教育委員の委嘱について

次のとおり一関市社会教育委員を委嘱する。

1 委嘱（令和元年6月1日付） 任期 令和元年6月1日から令和2年5月31日まで

No.	氏名	所属等	区分
1	門 間 健 一	萩荘小学校長	学校教育関係者

一関市社会教育委員名簿（平成30年6月1日現在）

1 委嘱（平成30年6月1日付） 任期 平成30年6月1日から平成32年5月31日まで

No.	氏名	所属等	区分
1	鈴木五郎	一関文化協会常任理事	社会教育関係者
2	小野寺留美	一般社団法人一関市体育協会事務局次長	社会教育関係者
3	浅野裕美	一関市PTA連合会理事	家庭教育関係者
4	皆上聖一	千厩小学校長	学校教育関係者
5	館澤敏子	一関市地域婦人団体協議会連合会理事	家庭教育関係者
6	中尾彩子	修紅短期大学助教	学識経験者
7	鈴木勝博	大東高等学校長	学校教育関係者
8	千葉裕	特定非営利活動人里山自然学校はずみの里理事長	社会教育関係者
9	千葉淑子	中里放課後子ども教室指導員	社会教育関係者
10	齋藤公伸	萩荘体育協会事務局長	社会教育関係者
11	千葉周	永井地域コミュニティ活性化協議会副会長	学識経験者
12	及川伊都子	花泉町婦人団体協議会長	家庭教育関係者
13	及川恭一	元猿沢小学校PTA会長	家庭教育関係者
14	及川恵理子	カンガルーム（社会教育関係団体）代表	社会教育関係者
15	千葉喜代一	奥玉市民センター生涯学習推進員	社会教育関係者
16	村上とも子	千厩図書館運営協議会委員	社会教育関係者
17	千葉みのる	たいしたもんだ未来塾（地域協働体）監事	学識経験者
18	奥野幸市	室根芸術文化協会会長	社会教育関係者
19	金今寿信	川崎まちづくり協議会議員	学識経験者
20	葛城行将	藤沢町住民自治協議会副会長	学識経験者

○一関市社会教育委員条例

平成17年 9 月20日 条例第74号

改正 平成23年 9 月22日 条例第36号

平成26年 3 月14日 条例第19号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、一関市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 9 月20日から施行する。

(藤沢町の編入に伴う経過措置)

2 藤沢町の編入の日以後、最初に委嘱される社会教育委員の任期は、第2条本文の規定にかかわらず、平成24年 3 月31日までとする。

附 則（平成23年 9 月22日 条例第36号）

この条例は、平成23年 9 月26日から施行する。

附 則（平成26年 3 月14日 条例第19号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

一関市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市博物館協議会委員を任命することについて議決を求める。

1 任命（令和元年7月1日付 任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日）

氏 名	所 属 等	選考基準
小野寺 浩 之	一関地方校長会（赤荻小学校長）	学校教育
鈴 木 利 典	一関市校長会（巖美中学校長）	学校教育
中 崎 ゆかり	岩手県高等学校長協会一関支会 一関第二高等学校校長	学校教育
佐 藤 健	一関地方教育研究会小学校社会科部会 金沢小学校校長	学校教育
菅 原 文 男	一関市文化財調査委員	社会教育
阿 部 守 雅	岩手県南史談会	社会教育
八 卷 徹	東磐史学会	社会教育
石 川 千恵子	いわい美術振興協会	社会教育
菅 原 真利子	一関古文書に親しむ会	社会教育
熊 谷 常 正	盛岡大学文学部長	学識経験者
佐 藤 憲 一	元仙台市博物館長	学識経験者
平 澤 広	萬鉄五郎記念美術館	学識経験者
齊 藤 三 郎	いわいの里ガイドの会	学識経験者
作 山 充	岩手日報社	学識経験者
古 舘 美代子	家庭教育実践者	家庭教育

令和元年6月25日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

博物館協議会委員の任期が令和元年6月30日で満了となることから、委員を新たに任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

○一関市博物館条例

平成17年9月20日条例第78号

改正 平成24年3月14日条例第12号

平成26年3月14日条例第22号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一関市博物館	一関市巖美町字沖野々215番地1

(博物館協議会)

第3条 博物館の運営に関し必要な事項を審議するため、法第20条第1項の規定により、博物館に一関市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が任命する。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(入館料)

第4条 博物館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を前納しなければならない。

(入館料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第6条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の拒否等)

第7条 一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 博物館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) その他博物館の管理上支障があると認められるとき。

（損害賠償）

第8条 自己の責めに帰すべき理由により博物館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年9月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の一関市博物館条例（平成9年一関市条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月14日条例第12号）

この条例中第2条の改正規定は公布の日から、第3条の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日条例第22号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人	団体（20人以上の場合をいう。）
高校生、大学生	200円	160円
一般	300円	240円

備考

- 1 期間を定めて特別の企画により資料を展示する場合において、その資料を観覧しようとする者については、その都度市長が定める額を別に徴収することができる。
- 2 「高校生、大学生」には、専門学校生及び大学院生を含む。
- 3 小学校就学の始期に達していない者、小学生及び中学生は、無料とする。